



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1130 消防法による指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出 (消防保安課)
 - 1131 " (")
 - 1132 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 1133 " (")
 - 1134 " (")
 - 1135 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
 - 1136 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
 - 1137 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
 - 1138 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1139 平成17年度計量器定期検査の実施(商工労働総務課)
 - 1140 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 1141 保安林の指定 (森林整備課)
- ### ○ 選挙管理委員会告示
- 63 政治団体の設立の届出
 - 64 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 65 政治団体の解散の届出
 - 66 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨

告 示

和歌山県告示第1130号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の8第2項の規定により指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 3 変更の年月日
平成17年8月1日

和歌山県告示第1131号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第4項の規定において準用する同法第13条の8第2項の規定により指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目4番2号
- 3 変更の年月日
平成17年8月1日

和歌山県告示第1132号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月5日まで縦覧に供する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月5日
- 2 名称
特定非営利活動法人きらら工房
- 3 代表者の氏名
北山君恵
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県有田郡広川町大字広78番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は障害者(児)及びその家族に対して、必要な福祉サービスを行うとともに個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことが出来るよう障害者小規模作業所の運営及び障害者の自立を支援する事業を行い、保健、医療又は、福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1133号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月7日まで縦覧に供する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月7日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀州和歌祭伝承会
- 3 代表者の氏名
北畑達哉
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市和歌浦南3丁目10番25号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、紀州の国祭、権現祭とも呼ばれ江戸時代には日本3大祭に数えられた「和歌祭」を様々な貴重な伝統芸技とともに将来の子々孫々へ受け渡すことにより、後継者の育成並びに地域文化の振興及び文化との共生によるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1134号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月9日まで縦覧に供する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月9日
- 2 名称
特定非営利活動法人高齢者住環境整備協会
- 3 代表者の氏名
岩田修二
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県那賀郡岩出町大字荊本234番地の1(703号)
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び介護保険加入者又は障害者に対して住環境の整備を目的とする住宅改修を行う。また、介

護保険制度のもと行われている住宅改修補助金制度利用者について、総合的なコーディネートを行い、高齢者のよりよい住環境への取り組みに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1135号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月14日まで縦覧に供する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人豊龍山戦没者墓苑奉仕会
- 3 代表者の氏名
舟津文雄
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県有田市箕島33番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、有田市宮崎町、妙見山の通称「無縁さん」に葬られている3736柱の無縁戦没英霊を無宗教にて供養するとともに、地域住民及び全国民に対して、その存在を知らしめ、戦争の悲惨さを訴えることにより、世界平和に寄与すること、及び、国が東京に千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設置するに先駆けて故則岡豊松氏が国より無縁戦没者遺骨を預かり、その供養を依頼された経緯にかんがみ、関西の千鳥ヶ淵たる当地の戦没者墓苑を整備、保全し、地域の誇る文化遺産としてまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1136号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬 30-17	かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅 2799	平成 17.7.13

和歌山県告示第1137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法

第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項(指定事業所の所在地)		サービスの種類	変更年月日
			旧	新		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 和歌山県済生会 業務担当理事 井関良夫	和歌山市手平2丁目1-2	介護老人保健施設 ライフケア有田	有田郡湯浅町吉川52-6	有田郡湯浅町吉川52-1	通所リハビリテーション ・短期療養	平成17.4.10

和歌山県告示第1138号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 210130	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1	宇治田文彦	和歌山県身体障害者療護施設南紀福祉センター	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1	短期入所	平成17.8.1

和歌山県告示第1139号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、平成17年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日	
上富田町	全域 上富田町農業協同組合 営農センター	平成17年9月8日	
	"	"	平成17年9月9日
龍神村	戸別巡回検査	平成17年9月14日	
	"	"	平成17年9月15日
	上秋津	紀南農協上秋津支所	平成17年9月20日
	長野地区	紀南農協長野支所	"
	秋津川地区	紀南農協秋津川支所	"
	三栖地区	紀南農協三栖支所	"
	新庄町	紀南農協新庄支所	平成17年9月21日

田辺市

稲成町	紀南農協稲成支所	"
上芳養	紀南農協上芳養選果場	"
秋津町	紀南農協秋津支所	"
万呂地区	田辺市万呂コミュニティセンター	平成17年9月22日
中芳養	紀南農協中芳養支所	"
芳養町	田辺漁協芳養支所	"
上記以外の区域(鮎川、三川、富里地区及び中辺路町は除く。本宮町は平成18年度実施)	青少年研修センター	平成17年9月28日
	"	平成17年9月29日
	"	平成17年9月30日

みなべ町

岩代地区	岩代公民館	平成17年10月5日
高城地区	高城公民館	"
清川地区	清川公民館	"
上南部地区	J A みなべいなみ上南部支所	平成17年10月6日
南部地区	みなべ町役場	平成17年10月7日

すさみ町

周参見・太閤川地区	すさみ町総合センター	平成17年10月13日
大都河・佐本地区	すさみ農業協同組合佐本支所	平成17年10月14日
江住地区	江住公民館	"

田辺市	鮎川地区	紀南農協鮎川支所1階ホール	平成17年10月19日
	三川地区	紀南農協三川支所	"
	富里地区	紀南農協富里支所	"
	近野地区	紀南農協近野支所	平成17年10月20日
	栗栖川地区	紀南農協栗栖川支所	"
	二川・大内川地区	紀南農協二川支所	"
印南町	稲原地区	J Aみなべいなみ稲原支所	平成17年10月27日
	真妻地区	J Aみなべいなみ真妻支所	"
	切目川地区	J Aみなべいなみ切目川支所	"
	切目地区	J Aみなべいなみ切目集出荷場	平成17年10月28日
	印南地区	印南町公民館	"
日置川町	三舞地区	日置川町役場安居連絡所	平成17年11月8日
	川添地区	紀南農協市鹿野支所	"
	日置地区	日置川町中央公民館	平成17年11月9日
白浜町	椿地区	白浜漁協椿支所	平成17年11月17日
	富田地区	白浜町役場富田事務所	"
	白浜地区	白浜町中央公民館	平成17年11月18日

和歌山県告示第1140号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称)ヤマダ電機テックランド橋本店
和歌山県橋本市あやの台一丁目4番2
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
 - 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年3月22日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,997㎡
 - 駐車場の収容台数
119台
 - 駐輪場の収容台数
109台
 - 荷さばき施設の面積
70㎡
 - 廃棄物等の保管施設の容量
50㎡
 - 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前10時、閉店時刻午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
 - 届出年月日
平成17年7月21日
 - 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)
橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)
 - 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年8月2日から平成17年12月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1141号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年8月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字上ミノ谷南側1654、1654の1、字角之亟谷1677の1、1677の3、1678の1、1678の3、1679の1、1679の3から1679の5まで、1680、1681、字大高瀬1703の1、1704、1717の1、1717の4、1717の5(次の図に示す部分に限る。)、十九淵字谷奥1112の7、1116の6、1116の9、1116の13、1116の15(次の図に示す部分に限る。)、1117の1、1117の4、字近塔1118の1・1118の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
光和会	藤井基彰	黒西京子	海草郡野上町吉野35番地の3	平成17.5.17	政治団体	
寺本みつかず後援会	舟底政算	中屋守亮	海草郡野上町動木365番地	平成17.5.17	政治団体	
自由民主党和歌山県和歌山市第七支部	山下直也	吉田眞三	和歌山市砂山南2丁目1-43	平成17.6.10	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
白倉みつる後援会	谷口保男	岩崎庄吾	有田郡広川町広524番地の3	平成17.7.1	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法

第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
いわでを良くする21世紀の会	代表者	奥村豊	吉村善雄	平成17.5.9	政治団体	
和歌山県石油政治連盟	会計責任者	田村眞一	松下友規	平成17.5.24	政治団体	
地域振興和歌山県支部	代表者	山田五良	桂功	平成17.6.10	政治団体	
自由民主党和歌山県軍恩連盟支部	会計責任者	津木文加	宮脇孝侍	平成17.6.13	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
全国林業政治連盟和歌山県支部	代表者	寺田展治	松本健	平成17.6.15	政治団体	

	会計責任者	前田章博	寺田展治	平成 17.7.7		
自由民主党和歌山県森林支部	代表者	寺田展治	松本健	平成 17.6.15	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられる支部
自由民主党有田市支部連絡協議会	主たる事務所の所在地	有田市宮原町須谷113	有田市港町434-1	平成 17.6.15	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられる支部
自由民主党和歌山県和歌山市第六支部	会計責任者	峰満治	峰満男	平成 17.6.29	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられる支部
新世樹の会	会計責任者	新谷哲朗	神谷雅巳	平成 17.7.1	政治団体	
木村よしき後援会	会計責任者	新谷哲朗	神谷雅巳	平成 17.7.1	政治団体	
さとう春陽後援会	代表者	木戸地伸	今村義郎	平成 17.7.4	政治団体	
	主たる事務所の所在地	新宮市大橋通2-1-3	新宮市新町3-2-3			

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出の年月日
いわでを良くする21世紀の会	奥村豊	平成 17.5.9	平成 17.5.9
木村良樹後援会南部支部	玉井尚	平成 17.5.31	平成 17.6.7

世耕弘成後援会南部支部	玉井尚	平成 17.5.31	平成 17.6.7
-------------	-----	---------------	--------------

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	いわでを良くする21世紀の会	木村良樹後援会南部支部	世耕弘成後援会南部支部
報告年月日	平成17年3月30日	平成17年3月30日	平成17年3月30日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	326,542	203,601	49,722
ア 前年繰越額	326,540	203,599	49,722
イ 本年収入額	2	2	0
2 支出総額	0	0	30,000

3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入	2	2	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			30,000 30,000
4 支出の内訳				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	いわでを良くする21世紀の会	木村良樹後援会南部支部	世耕弘成後援会南部支部
報告年月日	平成17年5月9日	平成17年6月7日	平成17年6月7日
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	326,542	203,602	19,722
ア 前年繰越額	326,542	203,601	19,722
イ 本年収入額	0	1	0
2 支出総額	0	203,602	19,722
3 収入の内訳			
ア 個人の党費・会費 (人)			
イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分			

	(c) 政治団体分			
	(イの寄附のうちあつせん によるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入		1	
4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費			
	(ア) 人件費			
	(イ) 光熱水費			
	(ウ) 備品・消耗品費			
	(エ) 事務所費			
	イ 政治活動費		203,602	19,722
	(ア) 組織活動費			
	(イ) 選挙関係費			
	(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費			
	(a) 機関紙誌の 発行事業費			
(b) 宣伝事業費				
(c) 政治資金パーティー 開催事業費				
(d) その他の事業費				
(エ) 調査研究費				
(オ) 寄附・交付金		203,602	19,722	
(カ) その他の経費				
5 資産等の状況				
(*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				